令和3年9月24日（金曜日）

報道発表
NONOICHI CITY NEWS RELEASE

（発信者）
野々市市　市民協働課　広報広聴係
電話番号　076-227-6056
FAX 番号　076-227-6259
Mail　kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP　https://www.city.nonoichi.lg.jp

証明書手数料等のキャッシュレス決済導入およびセミセルフレジの導入

①証明書手数料や体育施設使用料へのキャッシュレス決済の導入

１０月１日から、市民課および税務課での証明書交付手数料や、市民体育館・市スポーツセンターで受付する体育施設使用料の支払いで、キャッシュレス決済が利用可能となります。

下記の決済方法に対応していますので、希望する方は支払いの際に申し出ていただければ、ご利用いただけます。

■利用できる窓口
- 市民課（交遊舎サービスコーナーは利用不可）
- 税務課
- 市民体育館
- 市スポーツセンター

■対象の手数料等
- 「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」「所得・課税証明書」など取扱窓口で交付している各種証明書の手数料
- 市民体育館及び市スポーツセンターで受付する体育施設使用料

※窓口での税金や保険料の支払いには利用できません

■利用可能なキャッシュレス決済方法

クレジットカード	VISA、JCB、MasterCard など
電子マネー	Suica・ICOCA などの交通系 IC カード、WAON など

※今年度中に QR コード決済にも対応予定

②現金支払い用セミセルフレジの導入

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みの一環として、証明書交付手数料や税金の支払いの際に、利用客がレジに直接現金を入れることで会計が完了する、セミセルフレジを導入します。

導入窓口/開始日　　市民課/１０月１日（金）
　　税務課/１１月１日（月）

お問い合わせ先

野々市市企画課　担当：小寺　TEL：227-6028

（対象の手数料等の詳細について）
市民課　TEL：227-6046
税務課　TEL：227-6036
スポーツ振興課　TEL：248-1442

（セミセルフレジについて）
市民課　TEL：227-6046
税務課　TEL：227-6036